

平成28年度(2016年度)

アーティスト・イン・レジデンス活動支援を 通じた国際文化交流促進事業

募集案内

申請書類の提出期限 平成28年4月19日(火)(必着)

※FAX、電子メールでの申請書類の受付は行っておりません。

提出先及び問合せ先

文化庁長官官房国際課国際文化交流室企画係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111 (代表) 内線2848

<10時から18時まで>

FAX 03-6734-3813

E-mail int-cul@bunka.go.jp

目 次

I. 事業について

1. 目的及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 補助金の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
3. 申請対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
4. 補助金交付の対象となる事業期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
5. 採択予定数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
6. 募集期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
7. 他事業との重複申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
8. 申請書類の提出期限及び提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
9. 審査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
10. 審査後の手続きについて（流れ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
11. 文化庁事業名の明記，広報協力について・・・・・・・・・・・・・・・・12
12. 補助事業終了後の書類保管について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

II. 補助対象となる経費等について

1. 要望書に計上できる経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
2. 要望書に計上できない経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

III. 提出書類について

1. 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
2. 様式の入手方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
3. 要望書の提出に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
4. 要望書記入要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

I 事業について

1. 目的及び内容

(1) 目的

本事業は、国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンス（以下、「A I R」という。）事業を支援することにより、A I R実施団体の国際的な協力関係が活発になり、国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に行われる状況を創出することを目的としています。

(2) 内容

2つの支援事業のいずれかに申請できます。対象となる芸術分野は特に限定はありません。

① 双方向交流発展支援

海外のA I R実施団体とのパートナーシップ協定等により、国内外の芸術家等が双方へ往来し交流を行う意欲のある取組を支援。

② 双方向交流促進・牽引支援

海外の芸術家等を積極的に受け入れており、今後、国内外の芸術家等が双方へ往来し交流を行うことが見込まれる取組、国内外のA I R団体と連携して行われる特色のある取組を支援。

① 双方向交流発展支援

◎必須プログラム

必ず実施する必要があります。

○外国人芸術家と国内芸術家等との交流を通じた滞在型の創作活動支援

・申請要件

海外のA I R実施団体と交換プログラムを実施している国内のA I R実施団体

・対象となるA I Rプログラム

外国人芸術家を一定期間招へいし、滞在中に国内の芸術家等と交流する機会を提供することにより、国内外の芸術家の双方が新たな作品を創作する機会となるよう、活動を支援するA I Rプログラム

【滞在する国内外芸術家の滞在期間が1か月（30日間）以上のものに限り、ただし、パフォーミングアーツ分野は2週間（14日間）以上に限り、】

【申請要件について】

- Q 1. 交換プログラムを実施していることの証明は必要ですか。
A 1. 交換プログラムに関して相手団体と取り交わしている文書（様式5を提出することも可能）及び交換プログラムの過去の実績（様式6）を提出することが必要です。

【招へい者、招へい人数について】

- Q 2. 「外国人芸術家」に要件はありますか。
A 2. 日本以外の国籍を有し、かつ海外在住である芸術家が対象です。日本在住の外国人芸術家や海外在住の日本人芸術家は対象外です。

Q 3. 招へい人数に制限はありますか。
A 3. 招へい人数に制限はありません。ただし、外国人芸術家の招へい人数は、日本人芸術家が補助対象事業期間中に滞在する人数と同数以上であることが必要です。

【補助対象について】

- Q 4. 海外のA I R団体との交換プログラムとして外国人芸術家を招へいする場合、補助対象となる経費に要件はありますか。
A 4. 相手団体との交換要件に合わせた経費を補助対象とします。例えば、渡航費は派遣側（相手）が負担し、滞在費は受入側（日本）が負担することになっている場合は、滞在費のみが補助対象となります。

Q 5. 滞在期間1か月（30日間）以上、2週間（14日間）以上とは何泊何日を指しますか。
A 5. 1か月は日本での滞在が29泊30日、2週間は日本での滞在が13泊14日を指します。

Q 6. 招へいした外国人芸術家が滞在期間中に一度本国に帰国することは可能ですか。可能な場合は補助対象となる経費に要件はありますか。
A 6. 再度来日することは可能です。ただし、補助期間中の通算した滞在期間が要件を満たすことが必要です。また、旅費については、最初の来日と最後の帰国のみを補助対象とし、期間中の一時帰国や再来日に係る経費については補助対象外とします。なお、数日間の滞在を複数回に分けて行うような場合は補助対象外とします。

Q 7. 日本人芸術家の滞在創作活動は補助対象となりますか。
A 7. 本事業は国内外の芸術家が様々な交流を通して、滞在創作活動を行うことを目的としています。したがって、例えば、招へい外国人芸術家の滞在期間と同時期に日本人芸術家が滞りして交流するなど、本事業の趣旨に見合う場合は補助対象となります。

【創作活動の範囲について】

- Q 8. 「新たな作品を創作」するとは、どのような活動を指しますか。
A 8. いわゆる新作の創作を指します。例えば、舞踊において、古典作品に全く新たな振り付けを行う場合や、演劇において、ある原作に対して、新たな解釈で新演出を行うことも対象となります。ただし、本事業は公演を行うことに対する支援ではないため、単なる招へい公演は対象外です。また、文化庁事業の「劇場・音楽堂等活性化事業」で作品の上演が補助される場合は対象外です。

Q 9. 調査や共同での創作活動は補助対象となりますか。
A 9. 創作活動を行う上で必要な我が国で行う調査活動、外国人と日本人が共同で創作活動を行う場合は補助対象となります。

◎任意プログラム

必須プログラム以外に、次の（ア）～（エ）について任意で実施することが可能です。

（ア）外国人研究者・学芸員を招へいして行う滞在型の研究・調査活動支援

外国人研究者・学芸員を招へいし、滞在中に国内の芸術家等との交流する機会を提供することにより、我が国の文化芸術についての研究、調査活動を支援するA I Rプログラム【滞在する招へい外国人研究者・学芸員の滞在期間が2週間（14日間）以上のものに限り
ます。】

[招へい者、招へい人数について]

Q1. 「外国人研究者・学芸員」に要件はありますか。

A1. 日本以外の国籍を有し、かつ海外在住である研究者・学芸員が対象です。日本在住の外国人研究者・学芸員や海外在住の日本人研究者・学芸員は対象外です。

Q2. 招へい人数に制限はありますか。

A2. 招へい人数に制限はありませんが、必須プログラムの外国人芸術家の招へい人数未滿としてください。

[補助対象について]

Q3. 海外のA I R団体との交換プログラムとして外国人研究者・学芸員を招へいする場合、補助対象となる経費に要件はありますか。

A3. 相手団体との交換要件に合わせた経費を補助対象とします。例えば、渡航費は派遣側（相手）が負担し、滞在費は受入側（日本）が負担することになっている場合は、滞在費のみが補助対象となります。

Q4. 滞在期間2週間（14日間）以上とは何泊何日を指しますか。

A4. 2週間は日本での滞在が13泊14日を指します。

Q5. 招へいした外国人研究者・学芸員が滞在期間中に一度本国に帰国することは可能です。可能な場合は、補助対象となる経費に要件はありますか。

A5. 再度来日することは可能です。ただし、補助期間中の通算した滞在期間が要件を満たすことが必要です。また、旅費については、最初の来日と最後の帰国のみを補助対象とし、期間中の一時帰国や再来日に係る経費については補助対象外とします。なお、数日間の滞在を複数回に分けて行うような場合は補助対象外です。

（イ）交換プログラム活動支援

海外のA I R実施団体との交換プログラム活動を相手国において実施するための支援。

[補助対象について]

Q1. 具体的にどのようなプログラムが補助対象となるのですか。

A1. 交換プログラムの相手団体に、日本人芸術家、日本人研究者・学芸員を派遣し、滞在創作活動等を行うための支援を行うプログラムが補助対象となります。

Q2. 派遣人数に制限はありますか。

A2. 必須プログラム及び任意プログラム（ア）で、海外のA I R団体との交換プログラムとして招へいする外国人芸術家、外国人研究者・学芸員の人数以下とします。

Q3. 補助対象となる経費に要件はありますか。

A3. 必須プログラム及び任意プログラム（ア）において、相手団体が負担した経費と同様の経費を実施団体が負担するものとします。例えば、相手団体から交換プログラムとして外国人芸術家等を招へいする際に、日本の実施団体が渡航費を負担する場合には、任意プログラム（イ）で日本人芸術家等を相手団体に派遣する際の渡航費は補助対象外です。なお、滞在費についても同様の扱いとします。

（ウ）AIR活動の理解促進プログラム

国内外芸術家、研究者・学芸員が広く一般の方を対象として実施する滞在制作作品発表（小規模な展示会や演奏会）、講演会、セミナー、ワークショップ、シンポジウム、制作過程の公開等のプログラム。

【補助対象について】

Q1. 「一般の方を対象」としないものは補助対象外ですか。

A1. 「一般の方を対象」としないものは補助対象外です。参加の対象を関係者に限定しないで、一般の参加者を募るなどして公開されるものが対象となります。

（エ）AIR活動の連携促進プログラム

国内外のAIR実施団体、アート関連団体、文化施設、教育機関、国内の自治体、企業と連携して実施する専門人材育成、情報共有機会を実施するプログラム。

【補助対象について】

Q1. 具体的にどのようなプログラムが補助対象となるのですか。

A1. 一つのAIR団体では解決が難しいことを複数の関係団体が連携して実施するプログラムが補助対象となります。例えば、AIRを実施するために必要な専門スタッフを育成することを目的として、大学や他のAIR団体などと共同で行うプログラム、国内もしくは海外を含むAIR関係者が情報交換を行う会議を他のAIR団体やアートNPOなどと共同で行うプログラム、新しくAIRプログラムを始める実施団体向けに知識を提供する講義を自治体や他のAIR団体などと共同で行うプログラムなどです。

② 双方向交流促進・牽引支援

◎必須プログラム

必ず実施する必要があります。

○外国人芸術家と国内芸術家等との交流を通じた滞在型の創作活動支援

・申請要件

海外のAIR実施団体と交換プログラムを計画進行中もしくは計画を構想している国内のAIR実施団体

・対象となるA I Rプログラム

外国人芸術家を一定期間招へいし、滞在中に国内の芸術家等との交流する機会を提供することにより、国内外の芸術家の双方が新たな作品を創作する機会となるよう、活動を支援するA I Rプログラム

【滞在する国内外芸術家の滞在期間が1か月（30日間）以上のものに限り、ただし、パフォーマンスアーツ分野は2週間（14日間）以上に限り、】

【申請要件について】

Q1. 交換プログラムを計画進行中、計画を構想していることの証明は必要ですか。

A1. 申請書類の該当欄に記入することが必要です。

【招へい者、招へい人数について】

双方向交流発展支援・必須プログラムのQ2・A2～Q3・A3と同様です。

【補助対象について】

双方向交流発展支援・必須プログラムのQ5・A5～Q7・A7と同様です。

※Q4・A4は対象外です。

【創作活動の範囲について】

双方向交流発展支援・必須プログラムのQ8・A8～Q9・A9と同様です。

◎任意プログラム

必須プログラム以外に、次の（ア）～（ウ）について任意で実施することが可能です。

（ア）外国人研究者・学芸員を招へいして行う滞在型の研究・調査活動支援

双方向交流発展支援・任意プログラム（ア）と同様です。

（イ）A I R活動の理解促進プログラム

双方向交流発展支援・任意プログラム（ウ）と同様です。

（ウ）A I R活動の連携促進プログラム

双方向交流発展支援・任意プログラム（エ）と同様です。

平成 28 年度アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業

「双方向交流発展支援」又は「双方向交流促進・牽引支援」の2つの支援事業の
いずれかに申請することができます。対象となる芸術分野は特に限定はありません。

① 双方向交流発展支援

海外の AIR 実施団体とのパートナーシップ協定等により、国内外の芸術家等が双方へ往來し交流を行う意欲のある取組を支援。

《申請要件》

海外の AIR 実施団体と交換プログラムを実施している AIR 実施団体。

《実施するプログラム》

② 双方向交流促進・牽引支援

海外の芸術家等を積極的に受け入れており、今後、国内外の芸術家等が双方へ往來し交流を行うことが見込まれる取組、国内外の AIR 団体と連携して行われる特色のある取組を支援。

《申請要件》

海外の AIR 実施団体と交換プログラムを計画進行中もしくは計画を構想している AIR 実施団体。

《実施するプログラム》

[必須]

外国人芸術家と国内芸術家等との交流を通じた滞在型の創作活動支援

外国人芸術家を一定期間招へいし、滞在中に国内の芸術家等と交流する機会を提供することにより、国内外の芸術家の双方が新たな作品を創作する機会となるよう、活動を支援する AIR プログラム。

[任意]

外国人研究者・学芸員を招へいして行う滞在型の研究・調査活動支援

外国人研究者・学芸員を招へいし、滞在中に国内の芸術家等との交流する機会を提供することにより、我が国の文化芸術についての研究、調査活動を支援する AIR プログラム。

[任意]

交換プログラム活動支援

海外の AIR 実施団体との交換プログラム活動を相手国において実施するための支援。

[任意]

AIR 活動の理解促進プログラム

国内外芸術家、研究者・学芸員が広く一般の方を対象として実施する滞在制作作品発表（小規模な展示会や演奏会）、講演会、セミナー、ワークショップ、シンポジウム、制作過程の公開等のプログラム。

[任意]

AIR 活動の連携促進プログラム

国内外の AIR 実施団体、アート関連団体、文化施設、教育機関、国内の自治体、企業と連携して実施する専門人材育成、情報共有機会を実施するプログラム。

《補助金の額》

《補助金の額》

原則、500万円 または一定の要件を満たす事業については 700万円

2. 補助金の額

本事業の補助対象となる事業は、「双方向交流発展支援」「双方向交流促進・牽引支援」のどちらも補助金額は500万円とします。[補助対象経費の合計額（見積額）が原則500万円以上の事業を対象]

また、次の事業は、補助金額を700万円とします。[補助対象経費の合計額（見積額）が原則700万円以上の事業を対象]

○「双方向交流発展支援」の申請要件を満たしている団体のうち、交換プログラムの実施に加え、今後新たに交換プログラムを計画するために、外国人芸術家の招へいを行う事業

○「双方向交流発展支援」の申請要件を満たしている団体、「双方向交流促進・牽引支援」の申請要件である「交換プログラムを計画進行中」の団体のうち、地方公共団体や民間団体（企業、助成団体等）から財政的支援を受けている事業（確定している場合に限ります）

○「双方向交流発展支援」の申請要件を満たしている団体、「双方向交流促進・牽引支援」の申請要件である「交換プログラムを計画進行中」の団体のうち、広域かつ複数の団体（A I R実施団体に限定する必要はありません）と連携して任意プログラム「A I R活動の連携促進プログラム」を行う事業

なお、事業に係る経費（補助対象経費＋補助対象外経費）の合計額から収入の合計額を引いた金額が、補助金額を超える必要があります。

※次のいずれかの要件を満たす事業は、補助金額を700万円として申請することができます。

【双方向交流発展支援】

《要件1》

交換プログラムの実施に加え、今後新たに交換プログラムを計画するために、外国人芸術家の招へいを行う事業。

《要件2》

地方公共団体や民間団体（企業、助成団体等）から財政的支援を受けている事業。
（確定している場合に限りま

《要件3》

広域かつ複数の団体（A I R実施団体に限定する必要はありません）と連携して、任意プログラム「A I R活動の連携推進プログラム」を行う事業。

【双方向交流促進・牽引支援】

《要件2》

「交換プログラムを計画進行中」の団体のうち、地方公共団体や民間団体（企業、助成団体等）から財政的支援を受けている事業。
（確定している場合に限りま

《要件3》

「交換プログラムを計画進行中」の団体のうち、広域かつ複数の団体（A I R実施団体に限定する必要はありません）と連携して、任意プログラム「A I R活動の連携推進プログラム」を行う事業。

(1) 注意点

- ①補助事業終了後の精算時において、補助対象経費が見積額より少なくなった場合や自己収入額が見積より多くなった場合には、最終的に支払う補助金の額が補助金の交付決定時より減額となる場合があります。
- ②事業終了後には、申請書類に記載されている計画どおりに実施されているか等について収支実績報告書等に基づき確認を行い、補助金の額を精算した上で最終的に額を確定します。
- ③補助金は、事業終了後の精算払となります。
- ④申請書類と収支実績報告書を比較し、大幅な経費の減額や計画の変更、又は虚偽の報告等が認められた場合は、補助金の減額や返還などを求めることがあります。
- ⑤採択後に申請書類の記載内容から大幅な変更が生じた場合、又は経費の内訳で計上できない経費が判明した場合は、補助対象外となる場合があります。

(2) 補助の条件

- ①補助事業期間中又は終了後において、招へいた外国人芸術家、国内芸術家等が国内外において行う展覧会又は公演等を支援すること。
- ②ウェブサイトを通じて、日本語及びその他の言語により、AIR事業の活動成果を公表すること。
- ③招へいた外国人芸術家や研究者・学芸員には、離日後1年間以内に、例示のような活動を通じて、日本滞在の成果を発表することを義務づけること。
(例) ・日本以外の国における展覧会、演奏会、講演会、ワークショップ等の開催
・新聞、雑誌、ウェブサイト等のメディアにおいて、日本語以外の言語により、日本滞在の成果を記事や論文として公表
- ④滞在した国内外の芸術家、外国人研究者・学芸員の滞在後の活動情報について、定期的に把握を行うこと。
- ⑤事業を実施するための予算については、国の補助だけでなく、地方公共団体や民間団体(企業、助成団体等)等の外部資金の確保に努め、持続的な事業実施が可能となるよう運営面で工夫すること。

3. 申請対象者について

申請者は、補助対象となる事業を実施する者であって、次のいずれかに該当する者とします。

- 地方公共団体又は法人格を有する者
- 地方公共団体、芸術関係者、地域住民の代表者などで構成された実行委員会
- 法人格を有しないが、主たる構成員が文化芸術関係の専門家（団体を含む）であり、次に掲げる全ての措置がとられている団体
 - イ 定款、寄附行為に類する規約を有していること
 - ロ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ハ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - ニ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

※不正受給等に伴う応募制限について

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業において、補助金等の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）に基づき、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日

文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

4. 補助金交付の対象となる事業期間

交付決定の通知日から平成29年3月31日までの期間

5. 採択予定数

平成28年度の採択数は、20件程度を予定しています。

6. 募集期間

平成28年3月22日（火）～平成28年4月19日（火）

相談期間：平成28年3月22日（火）～平成28年4月18日（月）

上記期間中、申請に当たっての相談を受け付けますので、表紙記載の問合せ先宛てに御連絡ください。

7. 他事業との重複申請について

文化庁の他の事業に既に申請している事業は、本補助事業には応募できません。文化庁の他の事業とは、主に「文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」「劇場・音楽堂等活性化事業」等の事業が該当します。また、既に芸術文化振興基金へ応募している事業について、本補助事業に応募することは可能です。ただし、本事業と芸術文化振興基金ともに採択となった場合には、どちらの補助を受けるか選択していただきます。

8. 申請書類の提出期限及び提出方法等

申請者は、提出書類をそろえて、文化庁へ郵便又は宅配便により提出してください。

提出先：〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁長官官房国際課国際文化交流室企画係

提出期間：平成28年4月19日（火）（必着）

- ※ 郵便物は、「平成28年度AIR活動支援事業申請書類在中」と朱書きの上、「特定記録郵便」又は「簡易書留」などで提出してください。
- ※ 電子メール、FAXによる受付は行っておりません。
- ※ 提出された申請書類は返却しませんので、コピー等を保管しておいてください。

9. 審査について

提出された申請書類に基づき、学識経験者等で構成する協力者会議に諮って文化庁長官が決定いたします。審査は、次の観点で行われます。

今後、AIR実施団体の国際的な協力関係が活発になり、国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に行われる状況を創出し得るかという観点で、申請事業の企画内容と事業運営について、以下の「審査の視点」により総合的に評価いたします。

(審査の視点)

- 申請団体の今後の目標と実施計画をふまえ、本事業を実施することによる効果はどうか
- 海外のA I R実施団体との協力関係を構築する意欲とそれに見合う事業の目的、内容であり、国内外の芸術家等の双方向交流が促進するかどうか
- プログラム／プロジェクトディレクター、コーディネーター、申請する芸術分野や滞在芸術家等に係る専門分野スタッフ等の配置が適切になされているか
- 滞在芸術家等の選考、支援内容、終了後のフォローアップ方法など、事業終了後も効果があがるものになっているか
- 事業実施に係る資金の獲得努力や経費の積算は妥当であるか
- 持続的に事業を展開するために、団体運営や事業運営面での工夫があるか

10. 審査後の手続について（流れ）

①公 募	
②申請書類（要望書）の提出 （A I R実施団体）	
③審 査	
④内定・採択通知	審査の結果は、採択・不採択にかかわらず、申請いただいた団体に対し、平成28年5月下旬をめぐり文書にてお知らせいたします。
⑤補助金交付申請書の提出 （A I R実施団体）	補助事業者として採択する旨の通知を受けた申請団体が、補助金交付申請書を所定の期間内に文化庁へ提出していただきます。
⑥補助金交付申請書の審査 補助金交付の決定 補助金交付決定通知	文化庁は、申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、申請書を提出した申請団体へ通知します。
事 業 の 実 施	
⑦実績報告書の提出 （A I R実施団体）	補助金交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
⑧実績報告書の審査・確認 補助金の額の確定通知 補助金の交付	文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときには、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、補助事業者へ通知し、補助金を交付します。
補 助 金 受 領	

1 1. 文化庁事業名の明記，広報協力について

申請事業を実施する際に，ポスター，チラシ，プログラム等の広報物を作成する場合には，「平成28年度 文化庁 アーティスト・イン・レジデンス活動支援事業」である旨の記載及び「文化庁シンボルマーク」を表示していただくことになります。

(表示例)

 平成28年度 文化庁 アーティスト・イン・レジデンス活動支援事業

* 英語表記

 Supported by the Agency for Cultural Affairs Government of Japan in the fiscal 2016

また，文化庁から広報協力をお願いすることがあります。

1 2. 補助事業終了後の書類保管について

補助を受けた事業については，当該事業の完了日が属する年度の終了後5年間（平成34年3月末まで），当該事業に関する帳簿及び関係書類等を保管する必要があります。また，会計検査院の検査及び文化庁による執行状況調査の対象になります。調査の結果によっては，補助金を国庫に返納していただく場合があります。

II. 補助対象となる経費等について

1. 要望書に計上できる経費

要望書に計上できる補助対象経費は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とします。金額は、見積書等により積算根拠を明確にした上で計上してください。

◎必須プログラム

項目	内 訳
旅 費	国際航空賃、国内交通費、滞在費（宿泊費、日当）
会場費	会場使用料（付帯設備費、光熱水費を含む）、会場設営費
創作活動費	材料費、機材借料費、燃料費、資料購入費、調査費、制作補助費、消耗品費、処分費等
文芸費	運営スタッフ費
謝 金	リサーチ活動協力謝金、翻訳謝金、通訳謝金、審査謝金、講師謝金、出演謝金、助言謝金、会場整理員賃金等
宣伝費	広告宣伝費（広告物の作成及び掲載費用を含む）、看板作成費、ウェブサイトでの告知用ページ作成費等
印刷費	プログラム印刷費、図録編集・印刷費、資料印刷費、入場券印刷費、チラシ・パンフレット・ポスター印刷費、活動記録作成費、各種デザイン料、案内状作成費、公募案内印刷費等
運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費、材料運搬費、車両借料（燃料代を含む）等
諸経費	案内状送付料、録画費、録音費、写真費、通信費、会議費等

<留意点>

旅 費

- ・滞在中の一時帰国・再来日に係る費用は対象外です。なお、一時帰国、再来日に係る「国内交通費」、その移動日に係る「滞在費」も対象外となります。
- ・事前調査に係る「国際航空賃」及び「滞在費」については補助対象になります。ただし、「国際航空賃」に関しては、1回2名の渡航若しくは1名2回の渡航を補助の限度とします。また、「滞在費」に関しては1回の渡航につき宿泊費5日分を限度に補助対象とし、日当については補助対象外とします。なお、招へい外国人芸術家の渡航に係る旅費、事前調査に係る旅費については、わかりやすく区別して記載してください。
- ・「国内交通費」、「滞在費」については、滞在芸術家の審査に係る審査員に係る経費や共同制作、調査研究を行う場合の移動費等も対象とします。
- ・「日当」とは、滞在中の食費及びこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費をまかなうための経費を想定しています。滞在芸術家に対する手当（報酬）は対象外となります。

会場費

- ・作品の制作スペースや交流に必要な会場の借用及び設営に係る経費が対象となります。
- ・申請者自ら設置し又は管理する会場施設に係る経費は対象外となります。

創作活動費

- ・芸術家が滞在中に行う作品の創作活動に必要な経費についてのみ対象とします。

文芸費

- ・「運営スタッフ費」については、プログラム／プロジェクトディレクター、コーディネーター又は通訳等の事業の実施に直接的に必要なとなるスタッフの人件費に限ります。

謝 金

- ・滞在芸術家に対する謝礼・報酬は対象外ですので、御留意ください。
- ・「リサーチ活動協力謝金」とは、外国人芸術家が、作品創作を行う場合に、我が国の芸術家や研究者等に対してヒアリングを行う場合等に係る経費を想定しています。
- ・「審査謝金」は、滞在芸術家を公募し、決定するに当たり審査を行う場合の審査員などに支払う謝金を想定しています。

宣伝費

- ・「ウェブサイトでの告知用ページ作成費」は、ウェブサイトの作成に係る経費を対象とするものであり、サーバーのレンタルやウェブサイトの運用・管理に係る経費等は対象外です。

運搬費

- ・「作品運搬費」については、滞在中に創作した作品を、展示会場に運搬する場合や外国人芸術家が自国に持ち帰る場合の経費等が対象となります。なお、滞在芸術家の創作作品を展示するに当たり、その展示会を充実させるために当該芸術家の作品を自国から持ち込む場合の運搬費については対象外となります。

◎任意プログラム

項 目	内 容	説 明
旅 費	国際航空賃，国内交通費，滞在費（宿泊費，日当）	
会場費	会場使用料（付帯設備費，光熱水費を含む），会場設営費	
創作活動費	材料費，機材借料，燃料費，資料購入費，調査費，制作補助費，消耗品費，処分費等	
出演費	指揮料，演奏料，ソリスト料，合唱料，キャスト料，エキストラ料，司会料等	
音楽費	作曲料，編曲料，作詞料，訳詞料，音楽制作料，音楽編集料，副指揮料，コレパティ料，調律料，楽器借料，楽譜借料，写譜料，楽譜制作料等	
文芸費	演出料，監修料，振付料，舞台監督料，音響・照明プラン料，演出助手料，著作権使用料，舞台美術・衣装等デザイン料，脚本料，翻訳料，原稿料，原資料，制作補助費，運営スタッフ費，企画制作料等	
舞台費	大道具費，小道具費，衣装費，かつら費，メイク費，履物費，照明費，音響費，字幕費，舞台スタッフ費，機材借料，舞台設営費，会場設営費等	
上映費	上映費，映写機材借料，映写技師謝金，同時通訳関連機器借料等	
作品借料	作品借料，作品保険料等	
謝 金	原稿執筆謝金，翻訳謝金，会場整理員賃金，講師謝金，実技指導謝金，アルバイト謝金，通訳謝金等	
宣伝費	広告宣伝費（広告物の作成及び掲載費用を含む），看板作成費，ウェブサイトでの告知用ページ作成費，入場券等販売手数料等	
印刷費	プログラム印刷費，図録編集・作成費，台本印刷費，資料印刷費，入場券印刷費，チラシ・パンフレット・ポスター印刷費，活動記録作成費，各種デザイン料，案内状作成費，公募案内印刷費等	
運搬費	作品運搬費，道具運搬費，楽器運搬費，材料運搬費，車両借料（燃料代を含む）等	
諸経費	案内状送付料，録画費，録音費，写真費，通信費，会議費等	

<留意点>

旅 費

※必須プログラムの留意点を参照ください。

任意プログラムの実施内容により、研究者・学芸員等の芸術家以外の方も対象となります。

会場費

※必須プログラムの留意点を参照ください。

任意プログラムの実施内容により、必要な会場の使用及び設営に係る経費を対象とします。

創作活動費

- ・芸術家、研究者・学芸員等が滞在中に行う作品の創作活動、調査研究活動等に必要な経費についてのみ対象とします。

出演費、音楽費、文芸費、舞台費、上映費、作品借料

- ・任意プログラムの実施内容により、必要な経費を対象とします。

なお、一般的な公演や展覧会（国際芸術祭を含む）に付随して行われる場合は対象外です。

- ・文芸費の「企画制作料」については、任意プログラムを実施するために必要な企画・制作に関わるスタッフの人件費に限ります。

謝 金

※必須プログラムの留意点を参照ください。

任意プログラムの実施内容により、研究者・学芸員等の芸術家以外の方も含まれます。

宣伝費

※必須プログラムの留意点を参照ください。

運搬費

※必須プログラムの留意点を参照ください。

◆一部業務を外部委託する場合の取扱いについて

- ・本事業（必須）において、一部の業務を外部委託することは可能ですが、その場合においては委託した業務の経費を上記項目に分けてそれぞれ記載してください。なお、外部委託に係る一般管理費については対象外となります。

2. 要望書に計上できない経費（補助対象外経費）

○事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費等含む）○職員給与 ○印紙代 ○振込手数料 ○楽器・楽譜
購入費 ○キャンセル料 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○電話代
○ビザ取得経費 ○ウェブサイト運用費 ○交際費・接待費 ○予備費 ○取材等に係る経費 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費 ○記念品代
○賞品・賞金代 ○保険料 ○備品等購入費 ○国交のない国・地域のみを対象とした事業に係る経費（なお、事業全体の招へい者・参加者等の一部に、国交のない国・地域の者が含まれる場合には、その者に係る経費も対象経費となりますが、その取扱いについては、文化庁の指示に従っていただくことになります。） 等

（注）これらの経費は、外部に委託した場合についても計上できません。

Ⅲ. 提出書類について

1. 提出書類

提出書類は以下のとおりです。全ての書類はA4版（片面のみ）に統一して各1部ずつ提出してください。カラー印刷である必要はありません（両面印刷は不可）。

なお、①の要望書以外はコピーによる提出も可能ですが、その場合においても、A4版（片面のみ）に規格を統一してください。

- ①平成28年度アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業補助金交付要望書（様式1～4）（以下、「要望書」という。）
- ②申請団体の定款、寄附行為又はこれらに類する規約等
- ③直近3か年の財務諸表（平成26年、25年、24年）
- ④直近年度の申請事業と同種事業に関するパンフレット、チラシ、報告書等
- ⑤申請団体に関するパンフレット等

2. 様式の入手方法

①の要望書の様式は、文化庁ホームページ（<http://www.bunka.go.jp/>）からダウンロードしてください。

3. 要望書の提出に当たっての留意事項

- （1）提出した書類については、その記載内容について問合せをすることがありますので、申請者は、必ず写しを取り、保管するようにしてください。また、提出された書類等は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
- （2）要望書は原則ワープロ打ちで文字の大きさを9ポイント以上で記載してください。また、提出書類には、最初のページ（要望書一枚目のページ）を「1ページ」として、通しでページ数を付してください。
- （3）要望書は審査資料になるとともに、採択された場合には補助金の額を決定する資料となりますので、提出後変更が生じることがないように、その内容について十分検討の上、作成願います。

特に Excel の場合、印刷時にセル内の文字が全て表示されないなどの不具合がありますので、提出前に印刷した要望書を再度確認いただきますようお願いいたします。

平成 28 年度アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業 申請書類について

【全申請団体共通の提出書類】

- ①平成28年度アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業補助金交付要望書
 - ・要望書 様式1
 - ・要望書 様式2-1
 - ・要望書 様式4
 - ・プログラム/プロジェクトディレクター、コーディネーター略歴（様式任意）
 - ・上記以外の提出様式は、申請するプログラムにより異なります。下記をご参照ください。
- ②申請団体の定款、寄附行為又はこれらに類する規約等
- ③直近3か年の財務諸表（平成26年、25年、24年）
- ④直近年度の申請事業と同種事業に関するパンフレット、チラシ、報告書等
- ⑤申請団体に関するパンフレット等

双方向交流 発展支援

【必須プログラムのみ実施する場合の提出書類】

- ・要望書 様式3-1-1
- ・要望書 様式3-1-2
- ・交換プログラムに関して相手団体と取り交わしている文書又は様式5（交換プログラムの実施確認書）
- ・様式6（海外のAIR実施団体との交換プログラム実績）

【任意プログラムを実施する場合の提出書類】

- ・要望書 様式2-2
- ・要望書 様式3-2-1
- ・要望書 様式3-2-2
- ・交換プログラムに関して相手団体と取り交わしている文書又は様式5（交換プログラムの実施確認書）
- ・様式6（海外のAIR実施団体との交換プログラム実績）

双方向交流 促進・牽引支援

【必須プログラムのみ実施する場合の提出書類】

- ・要望書 様式3-1-1
- ・要望書 様式3-1-2

【任意プログラムを実施する場合の提出書類】

- ・要望書 様式2-2
- ・要望書 様式3-2-1
- ・要望書 様式3-2-2

4. 要望書記入要領

【要望書表紙（様式1）】

本事業の申請を希望する団体は、様式1に必要な資料を添付したものを1部作成して、文化庁長官官房国際課へ要望書類を提出してください。

・住所

申請団体の郵便番号と住所を記載してください。

・申請団体名

申請団体の名称及びその代表者の職名・氏名を記載の上、団体印及び代表者印を押印してください。

・担当者連絡先

要望書の内容についての問合せ先となる担当者の連絡先（電話番号については、時間外に連絡可能な番号も必ず記載してください。）、審査結果の郵送先の郵便番号及び住所を記載してください。

【1. 補助事業の目的及び内容（必須プログラム）】（様式2-1）

①A I R事業名

必ずアーティスト・イン・レジデンスの事業名を記載してください。

②事業の概要

○事業の趣旨、目的

事業の実施の趣旨・目的について、詳細に記載してください

○事業の内容

実施する事業全体の内容を詳細に記載してください。特に、海外芸術家と国内の芸術家や研究者・学芸員等との交流内容については必ず記載してください

○プログラム／プロジェクトディレクター、コーディネーター名

プログラムの策定に中心的な役割を果たすプログラム／プロジェクトディレクター、コーディネーターの方の氏名を記載してください。あわせて、略歴等を添付してください（様式任意）。

○海外のA I R実施団体との交換プログラムの状況

- ・「実施している」「計画進行中」「計画を構想している」の該当項目にチェックし、チェック項目に合わせて、「実績」「状況」「構想」をそれぞれ記載してください。なお、「双方向交流発展支援」に申請する場合は「実施している」ことが必要です。「双方向交流促進・牽引支援」に申請する場合は「計画進行中」もしくは「計画を構想している」ことが必要です。
- ・「実施している」場合は、相手団体名と相手団体と取り交わしている文書、もしくは様式5（実施確認書）の添付の有無を記載してください。なお、様式6（海外のA I R実施団体との交換プログラム実績）は必ず記載してください。

※相手団体と取り交わしている文書、もしくは様式5について、期限までに提出することが困難な場合はその旨を記載してください。

- 「計画進行中」の場合は、相手団体名と計画内容、現在の進捗状況を記載してください。
- 「計画を構想している」の場合は、相手団体名と今後実現に向けてどのように進めていくのかを記載してください。

○海外芸術家の滞在創作活動

- 招へい人数
事業の年度内における招へい予定人数を記載してください。招へい予定人数のうち海外のAIR実施団体との交換プログラムとして招へいする場合は、予定人数を記載してください。
- 招へい分野
招へいを予定する芸術分野をチェックしてください。
- 招へい期間
招へいプログラムの実施期間を記載してください。また、招へい者によって滞在期間が異なる場合については、招へい期間の幅を記載してください（例：30日～90日）。
- 招へい者の選考方法
招へい者の選考を公募で行う場合は、「公募」にチェックしてください。なお、公募を行わず招へい者を決定する場合は、どのような経緯により招へい者を決定するのか等、その経緯や選考方法等を記載してください。
- 招へい者の応募条件
招へい者を募集するに当たり、どのような条件を付しているかについて、記載してください。
- 招へい者への支援内容
往復の航空運賃、作品制作に係る材料費、滞在費月額×万円など、招へい者に対して、どのような支援を行うのかについて記載してください。また、海外のAIR実施団体との交換プログラムによる招へいの場合は相手団体が負担する経費も記載してください。
- 招へい者へのフォローアップ方法
招へい期間終了後の活動に関する情報把握をどのように行うか、どのようにコンタクトを取るか、また、終了後の活動に関してどのようなサポート（資金援助など）を行うかなどについて記載してください。

○日本人芸術家の滞在創作活動（補助事業として実施する場合のみ記載）

- 滞在人数
事業の年度内における滞在予定人数を記載してください。

- 分野

滞在を予定する芸術分野をチェックしてください。

- 滞在期間

滞在プログラムの実施期間を記載してください。また、滞在者によって滞在期間が異なる場合については、期間の幅を記載してください（例：30日～90日）。

- 滞在者の選考方法

滞在者の選考を公募で行う場合は、「公募」にチェックしてください。なお、公募を行わず滞在者を決定する場合は、どのような経緯により滞在者を決定するのか等、その経緯や選考方法等を記載してください。

- 滞在者の応募条件

滞在者を募集するに当たり、どのような条件を付しているかについて、記載してください。

- 滞在者への支援内容

往復の航空運賃、作品制作に係る材料費、滞在費月額×万円など、滞在者に対して、どのような支援を行うのかについて記載してください。

- 滞在者へのフォローアップ方法

滞在期間終了後の活動に関する情報把握をどのように行うか、どのようにコンタクトを取るか、また、終了後の活動に関してどのようなサポート（資金援助など）を行うかなどについて記載してください。

③補助事業を実施することにより期待する効果、期待する効果を得るために達成すべきこと

本事業の目的である「AIR実施団体の国際的な協力関係の構築」、「国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流の創出」の観点から、事業の実施者としてどのような効果を期待し、その効果を得るためにどのようなことを達成しようとするのか、自由に記載してください。

【1-2. 補助事業の目的及び内容（任意プログラム）】（様式2-2）

1. 外国人研究者・学芸員を招へいして行う滞在型の研究・調査活動支援

①AIR事業名

必須プログラムと異なる場合にのみ記載してください。

②事業の概要

○事業の趣旨、目的

必須プログラムと異なる場合にのみ記載してください。

○事業の内容

実施する事業全体の内容を詳細に記載してください。特に、外国人研究者・学芸員と国内の芸術家や研究者・学芸員等との交流内容については必ず記載してください。

○プログラム／プロジェクトディレクター，コーディネーター名

必須プログラムと異なる場合にのみ記載してください（略歴等を添付）。

○海外のA I R実施団体との交換プログラムの状況

必須プログラムと異なる場合にのみ，必須プログラム（様式2-1）の記入要領を参照して記載ください。

○招へい人数，招へい分野，招へい期間，招へい者の選考方法，招へい者の応募条件，招へい者への支援内容，招へい者へのフォローアップ方法

必須プログラム（様式2-1）の記入要領を参照して記載ください。

③補助事業を実施することにより期待する効果，期待する効果を得るために達成すべきこと

必須プログラムと異なる場合にのみ記載してください。

2. 交換プログラム活動支援

①事業の概要

○事業の内容

実施する事業全体の内容を詳細に記載してください。特に日本人芸術家，日本人研究者・学芸員を派遣して行われる滞在創作活動等の具体的な内容について記載してください。

○相手団体名

相手団体名を記載してください。相手団体は必須プログラムの「海外のA I R実施団体との交換プログラムの状況」で「実施している」ことが証明されていることが必要です。

○派遣人数

派遣予定人数を記載してください。ただし，予定人数は，必須プログラム及び任意プログラム「1. 外国人研究者・学芸員を招へいして行う滞在型の研究・調査活動支援」で，海外のA I R実施団体との交換プログラムとして招へいする外国人芸術家，外国人研究者・学芸員の人数以下とします。

○派遣分野

派遣を予定する芸術分野をチェックしてください。

○派遣期間

派遣予定期間を記載してください。また，派遣者によって期間が異なる場合については，期間の幅を記載してください（例：30日～90日）。

○派遣者の選考方法

派遣者の選考を公募で行う場合は，「公募」にチェックしてください。なお，公募を行わず派遣者を決定する場合は，どのような経緯により招へい者を決定するのか等，その経緯や選考方法等を記載してください。

○派遣者の応募条件

派遣者を募集するに当たり、どのような条件を付しているかについて、記載してください。

○派遣者への支援内容

往復の航空運賃，作品制作に係る材料費，滞在費月額 × 万円など，派遣者に対して、どのような支援を行うのかについて記載してください。また，相手団体が負担する経費も記載してください。

○派遣者へのフォローアップ方法

派遣期間終了後の活動に関する情報把握をどのように行うか，どのようにコンタクトを取るか，また，終了後の活動に関してどのようなサポート（資金援助など）を行うかなどについて記載してください。

②補助事業を実施することにより期待する効果，期待する効果を得るために達成すべきこと

本事業の目的である「AIR実施団体の国際的な協力関係の構築」，「国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流の創出」の観点から，事業の実施者としてどのような効果を期待し，その効果を得るためにどのようなことを達成しようとするのか，自由に記載してください。

3. AIR活動の理解促進プログラム

①事業の概要

○事業の趣旨，目的

事業の実施の趣旨・目的について，詳細に記載してください

○事業の内容

実施する事業全体の内容を詳細に記載してください。実施目的（滞在制作作品発表など），形態（展示会，演奏会，講演会，セミナー，ワークショップ，シンポジウム，制作過程の公開など），期間・日数（回数），会場名・規模，参加対象者（一般参加者にも公開されることが必要），参加（入場）見込み数，議題の内容など，具体的な事業内容がわかるよう記載してください。

②補助事業を実施することにより期待する効果，期待する効果を得るために達成すべきこと

AIR活動の理解を促進する観点から，事業の実施者としてどのような効果を期待し，その効果を得るためにどのようなことを達成しようとするのか，自由に記載してください。

4. AIR活動の連携促進プログラム

①事業の概要

○事業の趣旨、目的

事業の実施の趣旨・目的が、「専門人材育成」「情報共有機会」が該当する項目にチェックしてください。

事業の実施の趣旨・目的について、詳細に記載してください。特に複数の関係団体が連携して共同で実施する必要性(課題を含む)について明確に記載してください。

○事業の内容

実施する事業全体の内容を詳細に記載してください。共同実施する関係団体名、各団体が担う役割分担、形態(会議、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなど)、期間・日数(回数)、実施場所、参加対象者、議題の内容など、具体的な事業内容がわかるよう記載してください。

②補助事業を実施することにより期待する効果、期待する効果を得るために達成すべきこと

AIR活動を行う上で、一つのAIR団体では解決が難しいことを複数の関係団体が連携して解決することを促進する観点から、事業の実施者としてどのような効果を期待し、その効果を得るためにどのようなことを達成しようとするのか、自由に記載してください。

【2. 補助事業の収支予算(必須プログラム)】(様式3-1-1)

【2-2. 補助事業の収支予算(任意プログラム)】(様式3-2-1)

*事業が必須プログラムのみ場合は様式3-1-1、必須プログラムと任意プログラムの両方の場合は、3-2-1を記載してください。要望書に計上できる経費の費目が異なりますので、御注意ください。

◎必須プログラム(様式3-1-1)と任意プログラム(様式3-2-1)共通

○申請する事業全体の(収入)(支出)の「内訳」欄

単価×人数・個数・日数等の積算内容を明らかにし、円単位で記載してください。また、「予算額」欄は、「内訳」欄の積算額の合計金額を円単位で記載してください。

○「収入」欄の【補助金・助成金】【寄付金・協賛金】【広告料】【その他収入】

すでに確定又は内定しているものを必ず記載してください。分類できない収入がある場合は【その他収入】として、収入内容とその見込額を記載してください。

○「自己負担金(口)」

(支出)の「総額(A+B)」から(収入)の「小計(イ)」及び「交付を受けようとする補助金の額(ハ)」を除いた額について、具体的な資金調達方法等を記載してください。

○「交付を受けようとする補助金の額(ハ)」

・原則500万円と記載してください。なお、補助対象経費又は支出総額(A+B)が

ら収入の小計（イ）を除いた額が500万円以上であることが必要です。ただし、支出総額（A+B）から補助対象外経費（B）と収入の小計（イ）を除いた額が500万円未満の場合は、その額が補助金の交付要望額の上限となります。

- ・『2. 補助金の額』に記載のある3つの事業に該当する場合は、原則700万円と記載してください。なお、補助対象経費又は支出総額（A+B）から収入の小計（イ）を除いた額が700万円以上であることが必要です。ただし、支出総額（A+B）から補助対象外経費（B）と収入の小計（イ）を除いた額が700万円未満の場合は、その額が補助金の交付要望額の上限となります。

○支出

- ・申請事業全体に係る経費を「補助対象経費」と「補助対象外経費」に分けて記載してください。「補助対象経費」については、『1. 要望書に計上できる経費』の必須プログラム、任意プログラムを参照してください。
- ・「内訳」欄の積算は、『1. 要望書に計上できる経費』の必須プログラム、任意プログラムの「内訳」欄の各費目名等を記載し、費目名等ごとに積算してください。

○収入総額と支出総額

収入の「総額（イ+ロ+ハ）」と支出の「総額（A+B）」は一致するように記載してください。

○消費税非課税・不課税

消費税非課税・不課税となる経費については、内訳の欄において、*を付してください。なお、計上に当たっては、会計に関する専門知識を有する方に確認してください。

◎任意プログラム（様式3-2-1）のみ

○「入場料収入等」

事業を有料で実施する場合の入場料収入や参加費等やプログラム・図録等の売上げなどの収入見込みを記載してください。

別紙「消費税等仕入控除税額予算書」（課税事業者用）（様式3-1-2、3-2-2）

*事業が必須プログラムのみの場合は様式3-1-2、必須プログラムと任意プログラムの両方の場合は、3-2-2を記載してください。要望書に計上できる経費の費目が異なりますので、御注意ください。

本事業の補助を受ける団体が課税事業者の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税の還付金が発生することになります。還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れに係る消費税相当額を、あらかじめ補助対象経費から減額しておく必要があるため、作成いただくものです。したがって、提出いただくのは、消費税の課税事業者のみです。

なお、本事業における取引は、ほとんどが国内における取引であり、課税取引になると思われますが、国際航空賃等国外取引に係る経費は、課税対象外となります。どのような経費が課税対象外となるかについては、税理士等に確認の上、御記入ください。

【3. 申請団体の概要等】（様式4）

①団体概要

代表者の氏名は本名で記入してください（芸名等がある場合は、括弧書きにて併記してください）。

②組織図

本事業を実施するに当たっての体制について、誰がどのような役割を担うのかなどが分かるように記載してください。

③財務等状況

平成25年度及び26年度の財務状況を、項目ごとに記載してください。

④設立目的・理念・運営方針

団体の設立目的、理念、事業の運営方針などを記載してください（パンフレット等の資料提出も可能）。

⑤AIR実施団体としての今後の目標（目指す方向性）、具体的な実施計画など

AIRに関して、貴団体が今後目指す方向性や目標の実現に向けて具体的に取り組む実施計画などを記載してください。

⑥同種事業の実績

平成24年度から26年度において、今回申請する事業と同種の事業を行った実績がある場合は、その内容について詳細に記載してください。

⑦団体運営、事業運営面の工夫

団体運営の財政的基盤を確保するために、地方公共団体や民間団体等から恒常的に資金提供を受けるなど努力していること、AIR事業を継続的に実施するために、地域社会等との連携協力をするなど工夫していることを詳細に記載してください。

平成28年度

アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業【補助金交付要望書】

- 双方向交流発展支援 (任意プログラムあり)
 双方向交流促進・牽引支援 (任意プログラムあり)

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

住所 〒

申請団体名
代表者職・氏名

印

標記補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条及び文化芸術振興費補助金(アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業)交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容 ページ
2. 補助事業の収支予算 ページ
3. 申請団体の概要等 ページ

【担当者連絡先】

(ふりがな)		担当者所属	
担当者氏名			
住所	〒		
電話	(時間外連絡先)		
FAX		E-mail	

招へい期間			
招へい者の選考方法	<input type="checkbox"/> 公募		
	<input type="checkbox"/> その他 (選考方法を記載)		
招へい者の応募条件			
招へい者への支援内容(交換プログラムによる招へいの場合には相手団体が負担する経費も記載)			
招へい期間終了後の招へい者へのフォローアップ方法			
日本人芸術家の滞在創作活動(補助事業として実施する場合のみ記載)			
滞在人数	人		
分野	<input type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> アニメーション <input type="checkbox"/> その他(<input type="checkbox"/> デザイン <input type="checkbox"/> 音楽	<input type="checkbox"/> 工芸 <input type="checkbox"/> 舞踊) <input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> 演劇
滞在期間			
滞在者の選考方法	<input type="checkbox"/> 公募		
	<input type="checkbox"/> その他 (選考方法を記載)		
滞在者の応募条件			

滞在者への支援 内容	
滞在期間終了後の 滞在者へのフォロー アップ方法	
③補助事業を実施することにより期待する効果, 期待する効果を得るために達成すべきこと	

【1-2. 補助事業の目的及び内容(任意プログラム)】

下記のうち、実施する事業に○をつけ、該当する様式を記載してください。
(複数選択可。ただし、2は「双方向交流発展支援」のみ)

1. 外国人研究者・学芸員を招へいして行う滞在型の研究・調査活動支援
【外国人研究者・学芸員を招へいし、滞在中に国内の芸術家等との交流する機会を提供することにより、我が国の文化芸術についての研究、調査活動を支援するプログラム】
2. 交換プログラム活動支援
【海外のAIR実施団体との交換プログラム活動を相手国において実施するための支援プログラム】
3. AIR活動の理解促進プログラム
【国内外芸術家、研究者・学芸員が広く一般の方を対象として実施する滞在制作作品発表(小規模な展示会や演奏会)、講演会、セミナー、ワークショップ、シンポジウム、制作過程の公開等のプログラム】
4. AIR活動の連携促進プログラム
【国内外のAIR実施団体、アート関連団体、文化施設、教育機関、国内の自治体、企業と連携して実施する専門人材の育成、情報共有機会の提供に関するプログラム】

1. 外国人研究者・学芸員を招へいして行う滞在型の研究・調査活動支援

①AIR事業名	※必須プログラムと異なる場合は記載
②事業の概要	
事業の趣旨、目的	
※必須プログラムと異なる場合は記載	
事業の内容(事業全体の内容のほか、国内の芸術家等との交流内容については必ず記載すること)	
プログラム/プロジェクトディレクター、コーディネーター名(略歴を別添すること)	
※必須プログラムと異なる場合は記載	
海外のAIR実施団体との交換プログラムの状況	
<input type="checkbox"/> 実施している	
実績 (団体名、添付資料の種類を記載)※実績の詳細は様式6に記載	※必須プログラムと異なる場合は記載
<input type="checkbox"/> 計画進行中	
状況 (団体名、計画内容、進捗状況を記載)	※必須プログラムと異なる場合は記載
<input type="checkbox"/> 計画を構想している	
構想 (団体名、実現に向けた進め方を記載)	※必須プログラムと異なる場合は記載

招へい人数	人		《うち交換プログラム招へい人数》 人	
招へい分野	<input type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> アニメーション <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> デザイン <input type="checkbox"/> 音楽	<input type="checkbox"/> 工芸 <input type="checkbox"/> 舞踊	<input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> 演劇
招へい期間				
招へい者の選考方法	<input type="checkbox"/> 公募			
	<input type="checkbox"/> その他 (選考方法を記載)			
招へい者の応募条件				
招へい者への支援内容(交換プログラムによる招へいの場合は相手団体が負担する経費も記載)				
招へい期間終了後の招へい者へのフォローアップ方法				
③補助事業を実施することにより期待する効果, 期待する効果を得るために達成すべきこと				
※必須プログラムと異なる場合は記載				

2. 交換プログラム活動支援

①事業の概要				
事業の内容				
相手団体名				
派遣人数	人			
派遣分野	<input type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> アニメーション <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> デザイン <input type="checkbox"/> 音楽	<input type="checkbox"/> 工芸 <input type="checkbox"/> 舞踊	<input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> 演劇
派遣期間				
派遣者の選考方法	<input type="checkbox"/> 公募			
	<input type="checkbox"/> その他 (選考方法を記載)			

派遣者の応募条件	
派遣者への支援内容 (相手団体が負担する経費も記載)	
派遣期間終了後の派遣者へのフォローアップ方法	
②補助事業を実施することにより期待する効果, 期待する効果を得るために達成すべきこと	

3. AIR活動の理解促進プログラム

①事業の概要
事業の趣旨, 目的
事業の内容
②補助事業を実施することにより期待する効果, 期待する効果を得るために達成すべきこと

4. AIR活動の連携促進プログラム

①事業の概要
事業の趣旨, 目的
<input type="checkbox"/> 専門人材育成 <input type="checkbox"/> 情報共有機会
事業の内容(事業全体の内容のほか、連携する関係団体名、各団体の役割を記載すること)
②補助事業を実施することにより期待する効果, 期待する効果を得るために達成すべきこと

	謝金 宣伝費 印刷費等	謝金			
				円	
		宣伝費			
				円	
		印刷費			
				円	
	運搬費				
			円		
					円
	諸経費	諸経費			
			円		
				円	
合計(A)				円	
消費税等仕入控除税額計(C)				円	
補助対象経費計(D) * 課税業者は税額を控除する(A)-(C)、免税事業者及び簡易課税事業者は(A)				円	
補助 (B 対象 外 経 費)					
				円	
総額(A+B)				円	

別紙「消費税等仕入控除税額予算書」(課税事業者用)

(支出)

区分	内 訳	予算額
補助対象 経費のうち 課税 対象 外 経費	旅費	円
	会場費・創作活動費・文芸費	円
	謝金・宣伝費・印刷費等	円
	諸経費	円
	課税対象外経費計	円
補助対象経費 小計(A)		円
消費税等仕入控除税額計(C) *[小計(A) - 課税対象外経費計] × 8/108		円
補助対象経費計(D) *小計(A) - 消費税等仕入控除税額計(C)		円

【2. 補助事業の収支予算(必須プログラム及び任意プログラム)】

(収入)

(単位:円)

区分	内 訳(円)		予算額
入 場 料 収 入 等	[入場料収入]		円
	[プログラム・図録売上収入]		円
収 入	[補助金・助成金] ※団体名・金額を記載すること		円
	国(文化庁以外)		
	地方自治体		
	助成財団等		
	[寄付金・協賛金] ※団体名・金額を記載すること		円
	[広告料]		円
	[その他収入]		円
小計(イ)			円
自 己 負 担 金	※資金調達方法等を記載すること		円
交付を受けようとする補助金の額(ハ)			円
総額(イ+ロ+ハ)			円

(支出)※必須プログラム

(単位:円)

補助事業の種別	区分	細目	内 訳(円)	予算額	
必 須 プ ロ グ ラ ム の 補 助 対 象 経 費	旅費	国際航空賃		円	
		国内交通費		円	
		滞在費		円	
				円	
	会場費				円

頁	会場費 創作活動費 文芸費	創作活動費			
				円	
		文芸費			
				円	
					円
	謝金 宣伝費 印刷費等	謝金			
				円	
		宣伝費			
				円	
		印刷費			
			円		
運搬費					
			円		
				円	
諸経費	諸経費				
			円		
				円	
小計(a)				円	

(支出)※任意プログラム

(単位:円)

補助事業の種類別	区分	細目	内 訳(円)	予算額	
任意プログラムの補助対象経費	旅費	国際航空賃			
				円	
		国内交通費			
				円	
	滞在費				
			円		
					円
	会場費 創作活動費 文芸費等	会場費			
			円		
創作活動費					
			円		
出演費					
		円			

		音楽費			円	
		文芸費			円	
	舞台費			円		
	上映費			円		
	作品借料			円		
						円
						円
	謝金 宣伝費 印刷費等	謝金			円	
宣伝費				円		
印刷費				円		
運搬費				円		
					円	
					円	
諸経費	諸経費			円		
					円	
小計(b)					円	

合計(A) *(a)+(b)			円
消費税等仕入控除税額計(C)			円
補助対象経費計(D) *課税業者は税額を控除する(A)-(C)、免税事業者及び簡易課税事業者は(A)			円
補助 対象 外 経費			円
総額(A+B)			円

別紙「消費税等仕入控除税額予算書」(課税事業者用)

(支出)

区分	内 訳	予算額
補助対象経費のうち課税対象外経費	旅費	円
	会場費・創作活動費・文芸費等	円
	謝金・宣伝費・印刷費等	円
	諸経費	円
	課税対象外経費計	円
補助対象経費 合計 (A)		円
消費税等仕入控除税額計 (C) * { 合計 (A) - 課税対象外経費計 } × 8/108		円
補助対象経費計 (D) *合計 (A) - 消費税等仕入控除税額計 (C)		円

【3. 申請団体の概要等】

① 団体概要

団体の名称	(ふりがな)	代表者	(役職) (ふりがな) (氏名)
所在地	〒	団体設立年月	
		年	月
プログラム・プロジェクトディレクター／コーディネーターなど	職名(担当)	氏名	勤務形態(任期)
会計責任者	職名	氏名	勤務形態(任期)
監査責任者	職名	氏名	勤務形態(任期)

② 組織図

--

③ 財務等状況

平成25年度	収入(百万円)		支出(百万円)		収支差
	事業収入		事業費	0	
補助金		(事業費) うちAIR関係費			
助成金		(事業費) 上記以外			
その他		管理費			
		人件費			
合計	0	合計	0		
平成26年度	収入(百万円)		支出(百万円)		収支差
	事業収入		事業費	0	
補助金		(事業費) うちAIR関係費			
助成金		(事業費) 上記以外			
その他		管理費			
		人件費			
合計	0	合計	0		

④ 設立目的・理念・運営方針

設立目的 ・理念 ・運営方針	
----------------------	--

⑤ AIR実施団体としての今後の目標(目指す方向性), 具体的な実施計画など

目標 (目指す方向性) 具体的な 実施計画など	
----------------------------------	--

⑥ 同種事業の実績

	実施したプログラムの概要
平成24年度	
平成25年度	
平成26年度	

⑦ 団体運営, 事業運営面の工夫

団体運営面での工夫(地方公共団体や民間団体等の外部資金の確保など)	
事業運営面での工夫	
地方公共団体, 地元企業, 文化団体等との連携協力の状況	
教育機関(大学, 小中高)との連携協力の状況	
地域住民, ボランティアなどとの協働の取り組みの状況	

実施確認書
Letter of Certification

団体名

Name of Organization ㉑:

代表者職・氏名

Representative of Organization:
(Title, Name)

私は、(相手団体名)㉒が貴団体(申請団体名)㉑と、アーティスト・イン・レジデンス交換プログラムを、下記のとおり実施していることを確認します。

This is to certify that ㉒_____ has conducted the Artist-in-residence exchange program with ㉑_____ as follows.

記

1. 交換プログラム開始年

Starting year of the exchange program:

2. 経費負担

Burden of expenses:

承認団体名

Name of Organization ㉓:

代表者職・氏名

Representative of Organization:
(Title, Name)

署名 Signature:

日付 Date:

海外のAIR実施団体との交換プログラム実績

団体名		所在国	
実績			
団体名		所在国	
実績			
団体名		所在国	
実績			
団体名		所在国	
実績			
団体名		所在国	
実績			